

○国土交通省告示第二百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇地内から同町大字丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇、字平ヶ峯、字東平ヶ段、字花谷山、字山堂、字菴ヶ平、字七ツ池、字大將軍、字大將軍前、字森之本、字宮之浦、字城之下、字城山及び字上之畑、大字西飯降字筒井、字東本、字寺坂前及び字宮崎、大字妙寺字八幡前東、字八幡前西、字南山新田、字尾鼻及び字笹ヶ谷、大字丁ノ町字笹ヶ谷、字口大明、字山添、字岩ノ奥、字東平、字上ノ平、字西平、字西宝形、字芝脇及び字上ノ芝生、大字大谷字東新田臺、字上山及び字山ノ谷、大字佐野字東山、字菊井、字法田ヶ原、字宮ノ奥、字西谷及び字西山、大字広浦字谷田及び字西良谷、大字笠田東字白髭元、字池ノ瀬及び字池尻、大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字廣浦、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字高井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻、字東岡、字南岡及び字西岡、下丹生谷字上谷田、粉河字別所谷、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字山田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字鳥子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場山、池田新字山添、東山田字東原並びに神領字東山、字花池及び字大工地内

2 使用の部分 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇、字花谷山、字山堂、字菴ヶ平、字七ツ池、字大將軍、字大將軍前、字森之本、字宮之浦、字城之下、字城山及び字上之畑、大字西飯降字筒井、字東本、字寺坂前及び字宮崎、大字妙寺字八幡前東、字八幡前西、字南山新田、字尾鼻及び字笹ヶ谷、大字丁ノ町字笹ヶ谷、字口大

明、字山添、字岩ノ奥、字東平、字上ノ平、字西平、字西宝形及び字芝脇、大字大谷字東新田臺、字上山及び字山ノ谷、大字佐野字東山、字菊井、字宮ノ奥、字西谷及び字西山、大字広浦字谷田、大字笠田東字白髭元及び字池尻、大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字高井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻及び字東岡、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字山田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字烏子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場山、池田新字山添並びに神領字東山、字花池及び字大工地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県橋本市高野口町大野字平山口地内から紀の川市神領字西浦地内までの延長16.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道24号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、奈良市、橋本市等を経て、和歌山市に至る近畿圏の観光都市を結ぶ主要幹線道路である。

本路線が通過する地域のうち和歌山県北部地域は、平成16年7月に世界遺産に登録された高野山、県立自然公園紀仙郷内に位置し国宝根本大塔を擁する根来寺、桜の名所として知られる紀三井寺や豊臣秀吉の命により築城された和歌山城等の観光及び文化資源を豊富に有しているほか、果樹栽培が盛んな地域でもあり、四季を通じた農業体験観光など、多くの観光客が訪れている。

しかし、当該地域においては、主要幹線道路が本路線しかなく、各都市間の移動に多大な時間を要しており、自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められているところである。

また、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、大半が幅員狭小の2車線の道路で、沿線には事業所、店舗、住宅等が連なっており、地域住民の日常的な通勤や店舗利用等を目的とした地域内交通と観光等を目的とした通過交通とがふくそうし、各所で慢性的な交通混雑が発生しているほか、交通事故も頻発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、橋本市高野口町大野地内で20,149台/日、紀の川市永田地内で24,552台/日、混雑度はそれぞれ1.30、1.68となっている。

本件事業は、一般国道の自動車専用道路である「京奈和自動車道」の一部をなす道路であり、本件事業の完成により、順次整備中である京奈和自動車道の他の区間を介して、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）等と接続することにより、当該地域において高速交通ネットワークが形成され、移動時間の短縮及び定時性の確保が図られることが認められる。また、現道が担っている通過交通を本件区間が分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である和歌山県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成10年8月に環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年6月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されたが、営巣は確認されていないことなどから、本件事業による影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、このうち3箇所については既に発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、引き続き残る2箇所についても発掘調査を行い、和歌山県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、和歌山県北部地域における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づき、バイパス方式により4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年8月18日付けで都市計画決定された都市計画と、橋梁延長の変更等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、和歌山県北部地域における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、和歌山市長を会長とする和歌山県京奈和自動車道建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県伊都郡かつらぎ町役場及び紀の川市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字廣浦、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字高井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻、字東岡、字南岡及び字西岡、下丹生谷字上谷田、粉河字別所谷、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字山田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字烏子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場山、池田新字山添、東山田字東原並びに神領字東山、字花池及び字大工地内